

## ユニット型指定短期入所生活介護 特別養護老人ホームハピネスやくら運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定短期入所生活介護（以下『短期入所生活介護』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は次の通りとする。

- (1) 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を行う。
- (2) 短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行う。
- (3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- (4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行わない。
- (5) 自らサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ハピネスやくら
- (2) 所在地 青森県八戸市大字八幡字下樋田1番1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者

職 種	資 格	常勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	社 会 福 祉 士	1名		従事者及び業務の管理
医 師			2名	医療に関する業務
生 活 相 談 員	介 護 福 祉 士 社 会 福 祉 主 事	1名以上		日常生活の相談・指導業務
介 護 職 員	介 護 福 祉 士	15名	1名	生活全般に関するお世話
	そ の 他	10名	6名	
看 護 職 員	看 護 師	3名	2名	医療・保健衛生に関する業務
	准 看 護 師	1名		
栄 養 士	管 理 栄 養 士	1名以上		献立・栄養指導に関する業務
機 能 訓 練 指 導 員	理 学 療 法 士	1名以上		機能訓練に関する業務
事 務 員		1名以上		事務処理全般
合 計		34名	11名	

※1 厨房業務については外部業者へ委託する

※2 職員は(介護予防)短期入所生活介護と兼務する

(短期入所生活介護の利用定員)

第6条 10名(介護予防短期入所生活介護の利用者含)  
併設ユニット型空床最大50名

(通常の送迎の実施地域)

第7条 八戸市、五戸町、三戸町、南部町とする。

(短期入所生活介護の内容)

第8条 短期入所生活介護は、次の通りとする。

- (1) 介護の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練の提供
- (4) 健康管理の提供
- (5) 相談及び援助
- (6) その他のサービスの提供

(短期入所生活介護計画の作成)

第9条

- (1) 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、サービス提供の開始前から終了に至るまでの期間、介護計画を作成する。
- (2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- (3) 介護計画の作成に当たっては、入所者又は家族に説明し同意(利用料その他の費用の額)を得、交付する。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- (1) 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。
- (2) その他、日常生活に関わる費用の徴収が必要となった場合は、事前に文書により、入所者・ご家族に説明し支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費に準じた額を徴収する。

① 居住費・食費

利用者負担段階	利用者負担額(1日あたり)	
	居住費	食費
第4段階 ※基準額	2,310円	1,560円
第3段階②	1,370円	1,300円
第3段階①	1,370円	1,000円
第2段階	880円	650円
第1段階	880円	300円

1) 令和元年10月1日より

開設当時の消費税5%設定を見直し、消費税10%を勘案し、2,310円/日。

※ 第4段階食費について

開設当時の消費税5%設定を見直し、消費税10%を勘案し、  
1,490円/日(朝410円、昼590円、夕490円)

令和5年6月より

物価高騰に伴い食費の金額を1,560円とする。(朝420円、昼620円、夕520円)

## ②その他

	料 金	備 考
嗜好等に関わる交通費	実 費	公共交通機関を利用の場合
嗜好等に関わる諸経費	実 費	入場料等
理 美 容	実 費	
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費
電 気 代	2 0 円 / 日	お部屋に備え付けのテレビ使用料 お部屋に備え付けの加湿器使用料(11月~4月) その他電気器具の持ち込みの場合(電気毛布等)

※ 嗜好等に関わる交通費の例

- 1 自宅以外への送迎の場合
- 2 床屋・美容院等、個人の嗜好で外出する場合
- 3 通院等の場合

## ③通常の送迎の実施地域を越えた場合の対応

介護タクシーを利用、または家族送迎での対応とする。

(利用者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項)

### 第11条

- (1) 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。
- (2) 全館禁煙。
- (3) 飲酒は常識の範囲内で行う。
- (4) 故意に対人、対物に危害を加えたり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- (5) 事業所内での他の利用者等への宗教活動及び、政治活動は行わない。

(緊急時における対応方法)

第12条 サービス提供中に利用者に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関等への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(秘密保持等)

### 第13条

- (1) 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう措置を講じる。
- (3) 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

### 第14条

- (1) サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。
- (2) 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容を記録する。
- (3) 場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第15条 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その事実が報告され、その分析を通し

た改善策について、周知徹底を図る。

- (3) 事故防止のための委員会及び研修会を定期的に行う。
- (4) 事故が発生した場合、速やかに市町村、家族に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。
- (5) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束等の禁止)

第16条 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限するような行為を行わない。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その利用者の心身の状況、並びに緊急時やむを得ない理由と経過を記録する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のため以下の措置を講じる。
  - ① 指針の整備
  - ② 3ヶ月に1回以上の委員会の開催
  - ③ 職員に対し年2回の研修を行う。

(虐待防止に対する対応)

第17条 高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止のため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的で開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し年2回の研修を行う。
- (4) 適切に実施するため担当者を配置する。
- (5) 虐待の早期発見に努めると共に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村、利用者の家族へ報告する。

(衛生管理等)

第18条 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 定期的に検討委員会を開催し、その結果を従業者に周知の徹底を図る。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を行う。
- (4) 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(記録の整備)

第19条 利用者に対する短期入所生活介護に関する記録を整備しその完結の日から5年間保存する。

(非常災害対策)

第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行なう。

- (1) 防火管理者は事業所専任の防火管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行なう。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年2回以上
  - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年2回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画に関する事項)

第21条 感染症や非常災害対策の発生時において、業務継続計画（BCP）を策定、定期的に研修及び訓練（シミュレーション）を行い見直しを図る。計画内容については、職員へ周知徹底を図る。

(ハラスメントの禁止)

第22条

- (1) 職場等において「ハラスメント禁止規定」を遵守し、ほかの職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内においてハラスメント行為（セクシャルハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）を行わない。
- (2) 入居者または入居者のご家族による職員へのハラスメント（精神的暴力・身体的暴力・セクシャルハラスメント等）また、過度な要望など著しい迷惑行為を。
- (3) ハラスメント対策のための研修を行う。
- (4) その他、ハラスメントとして該当すると認められた行為

※介護現場におけるハラスメントの定義

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避し危害を免れたケースを含む）

例) ○物を投げつける ○蹴られる ○手を払いのけられる ○服を引きちぎられる	○たたかれる ○手をひっかく ○つねる ○水等をかける	○くびをしめる ○杖などを振り回す ○唾を吐く 等
---	--------------------------------------	------------------------------------

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例) ○大声を発する ○サービスの状況をのぞき見する ○怒鳴る ○脅す（言葉・凶器等） ○威圧的な態度で文句を言い続ける	○特定の職員に対し嫌がらせをする。 ○家族が利用者の発言をうのみにし理不尽な要求をする。 ○通常のサービス以外の要求をする。 等
---	---

3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の欲求等、性的嫌がらせ行為

例) ○必要もなく手や腕をさわる ○抱きしめる ○卑猥な言動を繰り返す 等
---

(その他運営に関する留意事項)

第23条 従業員の資質向上を図るための研究の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるための措置を講じる。
- (2) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (3) 継続研修 年2回以上

(附則) この規程は、令和6年8月1日から施行する。